

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>Ⅱ 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-5 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任事項等の処理に係る報告等</p> <p>財務局長は、金融サービス仲介業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後監督局長に報告等を行うものとする。</p> <p>① 財務局長は、本庁監理金融サービス仲介業者につき金融サービス提供法第14条第1項又は第16条第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書（書面で受理した場合は正本）及び添付書類を監督局総務課へ送付すること。</p> <p>② 財務局長は、財務局管内の金融サービス仲介業者から下記の届出書等を受理した場合は、その内容を翌月20日までに監督局総務課に報告すること。</p> <p>イ.～ハ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 財務局長は、事故確認に関する事務（金融サービス提供法第31条及び同法第77条で準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第39条第3項ただし書）について、半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに監督局総務課へ報告すること。</p>	<p>Ⅱ 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-5 内部委任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任事項等の処理に係る報告等</p> <p>財務局長は、金融サービス仲介業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後監督局長に報告等を行うものとする。</p> <p>① 財務局長は、本庁監理金融サービス仲介業者につき金融サービス提供法第14条第1項又は第16条第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書（書面で受理した場合は正本）及び添付書類を監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>へ送付すること。</p> <p>② 財務局長は、財務局管内の金融サービス仲介業者から下記の届出書等を受理した場合は、その内容を翌月20日までに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>に報告すること。</p> <p>イ.～ハ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 財務局長は、事故確認に関する事務（金融サービス提供法第31条及び同法第77条で準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第39条第3項ただし書）について、半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>へ報告すること。</p>

現行	改正案
<p>⑤ 財務局長は、財務局監理金融サービス仲介業者の前事業年度（前年4月1日から当年3月末日まで）における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月末日までに監督局総務課へ報告すること。</p>	<p>⑤ 財務局長は、財務局監理金融サービス仲介業者の前事業年度（前年4月1日から当年3月末日まで）における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月末日までに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>へ報告すること。</p>
<p>II-2 相談・苦情等への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の蓄積</p> <p>各財務局においては、金融サービス仲介業者に関する相談・苦情等のうち、金融サービス仲介業者に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに監督局総務課に報告するものとする。</p>	<p>II-2 相談・苦情等への対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の蓄積</p> <p>各財務局においては、金融サービス仲介業者に関する相談・苦情等のうち、金融サービス仲介業者に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>に報告するものとする。</p>
<p>III 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>III-2-13-3 監督手法・対応</p> <p>(1) 金融サービス仲介業に係る障害発生時</p> <p>① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を求めるものとする。</p>	<p>III 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>III-2-13-3 監督手法・対応</p> <p>(1) 金融サービス仲介業に係る障害発生時</p> <p>① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を求めるものとする。</p>

現行	改正案
<p>特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。</p> <p>なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直ちに監督局総務課に連絡すること。</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続 － 登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－３ 登録等実績報告</p> <p>毎月末の登録等の状況について、毎月末の翌月 15 日までに監督局総務課あて報告するものとする。</p> <p>Ⅳ 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約</p> <p>Ⅳ－１ 保証金</p> <p>Ⅳ－１－３ 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更（１）～（２）（略）</p> <p>（３）金融サービス提供法施行令第 27 条第 2 号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し又はその内容を変更した場合、金融サービス仲介業者は別紙様式Ⅳ－９により作成した保証委託契約解除（変更）届出書に仲介業者等府令第 26 条第</p>	<p>特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。</p> <p>なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直ちに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>に連絡すること。</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続 － 登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－３ 登録等実績報告</p> <p>毎月末の登録等の状況について、毎月末の翌月 15 日までに監督局総務課<u>金融サービス仲介業室</u>あて報告するものとする。</p> <p>Ⅳ 保証金・金融サービス仲介業者賠償責任保険契約</p> <p>Ⅳ－１ 保証金</p> <p>Ⅳ－１－３ 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更（１）～（２）（略）</p> <p>（３）金融サービス提供法施行令第 27 条第 2 号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し又はその内容を変更した場合、金融サービス仲介業者は別紙様式Ⅳ－９により作成した保証委託契約解除（変更）届出書に仲介業者等府令第 26 条第</p>

現行	改正案
<p>2項第2号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。</p> <p>IV-2 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約</p> <p>IV-2-1 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 令和3年金融庁告示第●号の内容</p> <p>① 令和3年金融庁告示第●号第2条柱書きに規定する「顧客等の保護に欠けることがないと認められるとき」とは、金融サービス仲介業者が営業を開始してしてから賠償保険契約を締結するための期間が3年を超えず、かつ、その期間を対象として先行担保特約が付されている場合をいう。</p> <p>② 令和3年金融庁告示第●号第2条第5号に規定する「顧客等に対する債務の有無等」には、以下に掲げるものを含めるものとする。</p> <p>ア. 金融サービス仲介業者の不法行為による顧客等に対する債務</p> <p>イ. 金融サービス仲介業者の顧客等に対する債務に係る訴訟のうち、裁判所において係争中のもの</p> <p>ウ. 財務局長等に寄せられた苦情、事業報告書に記載された苦情及び金融サービス仲介業者を会員とする団体に寄せられた苦情のすべてを含む苦情の件数、内容及び解決内容</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>2項第3号に規定する書面を添付して、財務局長等に提出するものとする。</p> <p>IV-2 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約</p> <p>IV-2-1 保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約による保証金の一部の代替</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 令和3年金融庁告示第30号の内容</p> <p>① 令和3年金融庁告示第30号第2条柱書きに規定する「顧客等の保護に欠けることがないと認められるとき」とは、金融サービス仲介業者が営業を開始してしてから賠償保険契約を締結するための期間が3年を超えず、かつ、その期間を対象として先行担保特約が付されている場合をいう。</p> <p>② 令和3年金融庁告示第30号第2条第5号に規定する「顧客等に対する債務の有無等」には、以下に掲げるものを含めるものとする。</p> <p>イ. 金融サービス仲介業者の不法行為による顧客等に対する債務</p> <p>ロ. 金融サービス仲介業者の顧客等に対する債務に係る訴訟のうち、裁判所において係争中のもの</p> <p>ハ. 財務局長等に寄せられた苦情、事業報告書に記載された苦情及び金融サービス仲介業者を会員とする団体に寄せられた苦情のすべてを含む苦情の件数、内容及び解決内容</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>

現行	改正案
<p>V 監督上の評価項目と諸手続（預金等媒介業務）</p> <p>V-2 諸手続（預金等媒介業務）</p> <p>V-2-3 登録審査に当たっての留意点</p> <p>V-2-3-2 他業の兼業に関する審査</p> <p>金融サービス提供法第15条第4号の他業の兼業に関する審査は、仲介業者等府令第16条に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（4）のとおりである。</p> <p>審査は、登録申請書、添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と預金等媒介業務（金融サービス提供法第11条第2項第2号に掲げる業務に限る。）との関係については、仲介業者等府令第16条第1号イ、第2号等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙2のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙2を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより預金等媒介業務の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p> <p>（1）「規格化された貸付商品」（仲介業者等府令第16条第1号イ、第2号ロ）</p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務</p>	<p>V 監督上の評価項目と諸手続（預金等媒介業務）</p> <p>V-2 諸手続（預金等媒介業務）</p> <p>V-2-3 登録審査に当たっての留意点</p> <p>V-2-3-2 他業の兼業に関する審査</p> <p>金融サービス提供法第15条第4号の他業の兼業に関する審査は、仲介業者等府令第16条に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（4）のとおりである。</p> <p>審査は、登録申請書、添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と預金等媒介業務（金融サービス提供法第11条第2項第2号に掲げる業務に限る。）との関係については、仲介業者等府令第16条第1項第1号イ及び第2号等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙2のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙2を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより預金等媒介業務の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p> <p>（1）「規格化された貸付商品」（仲介業者等府令第16条第1項第1号イ及び第2号ロ（2））</p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務</p>

現行	改正案
<p>情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(2) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(仲介業者等府令第16条第2号イ) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)や自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。</p> <p>(3) 「主たる兼業業務の内容」(仲介業者等府令第16条第1号、第2号) 預金等媒介業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。</p> <p>(4) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(仲介業者等府令第16条第1号ロ) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する</p>	<p>情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(2) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(仲介業者等府令第16条第1項第2号ロ(1)) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)や自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。</p> <p>(3) 「主たる兼業業務の内容」(仲介業者等府令第16条第1項第1号及び第2号) 預金等媒介業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。</p> <p>(4) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(仲介業者等府令第16条第1項第1号ロ) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する</p>

現行	改正案
<p>行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI-1-1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立</p> <p>（1）保険媒介業務の意義</p> <p>① 金融サービス提供法第11条第3項に規定する保険媒介業務とは、以下の<u>ア</u>から<u>ウ</u>の行為をいう。</p> <p><u>ア</u>. 保険契約の締結の勧誘</p> <p><u>イ</u>. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</p> <p><u>ウ</u>. その他の保険契約の締結の媒介</p> <p>② なお、上記ウに該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえた上で、以下の<u>ア</u>及び<u>イ</u>の要件に照らして、総合的に判断するものとする。</p> <p><u>ア</u>. 保険会社等又は保険媒介業者などからの報酬を受け取る場合や、保険会社等又は保険媒介業者と資本関係等を有する場合など、保険会社等が行う保険募集又は保険媒介業者</p>	<p>行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>VI 監督上の評価項目と諸手続（保険媒介業務）</p> <p>VI-1 業務の適切性（保険媒介業務）</p> <p>VI-1-1 保険媒介業務管理態勢</p> <p>VI-1-1-1 適正な保険媒介業務管理態勢の確立</p> <p>（1）保険媒介業務の意義</p> <p>① 金融サービス提供法第11条第3項に規定する保険媒介業務とは、以下の<u>イ</u>から<u>ハ</u>の行為をいう。</p> <p><u>イ</u>. 保険契約の締結の勧誘</p> <p><u>ロ</u>. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</p> <p><u>ハ</u>. その他の保険契約の締結の媒介</p> <p>② なお、上記ウに該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえた上で、以下の<u>イ</u>及び<u>ロ</u>の要件に照らして、総合的に判断するものとする。</p> <p><u>イ</u>. 保険会社等又は保険媒介業者などからの報酬を受け取る場合や、保険会社等又は保険媒介業者と資本関係等を有する場合など、保険会社等が行う保険募集又は保険媒介業者</p>

現行	改正案
<p>が行う保険媒介業務と一体性・連続性を推測させる事情があること。</p> <p><u>イ.</u> 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。</p> <p>(2)「保険媒介業務関連行為」について (略) (注1) (略) (注2) ただし、例えば、以下の行為については、保険媒介業務に該当し得ることに留意する必要がある。</p> <p><u>ア.</u> 業として特定の保険会社等の商品(群)のみを見込み客に対して積極的に紹介して、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得る行為</p> <p><u>イ.</u> 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為</p> <p>(注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に保険媒介業務・保険媒介業務関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。</p> <p><u>ア.</u> 保険会社等又は保険媒介業者の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布</p> <p><u>イ.</u> コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続等についての説明</p> <p><u>ウ.</u> 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</p> <p><u>エ.</u> 保険会社等又は保険媒介業者の広告を掲載する行為</p>	<p>が行う保険媒介業務と一体性・連続性を推測させる事情があること。</p> <p><u>ロ.</u> 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。</p> <p>(2)「保険媒介業務関連行為」について (略) (注1) (略) (注2) ただし、例えば、以下の行為については、保険媒介業務に該当し得ることに留意する必要がある。</p> <p><u>イ.</u> 業として特定の保険会社等の商品(群)のみを見込み客に対して積極的に紹介して、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得る行為</p> <p><u>ロ.</u> 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社等又は保険媒介業者などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為</p> <p>(注3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に保険媒介業務・保険媒介業務関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。</p> <p><u>イ.</u> 保険会社等又は保険媒介業者の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布</p> <p><u>ロ.</u> コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続等についての説明</p> <p><u>ハ.</u> 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</p> <p><u>ニ.</u> 保険会社等又は保険媒介業者の広告を掲載する行為</p>

現行	改正案
<p>(3) 保険媒介人の採用・届出</p> <p>① (略)</p> <p>(ア) 保険媒介人とは、保険媒介業者から保険媒介業務に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険媒介業務を行う者であること。</p> <p>(イ) 保険媒介人のうち保険媒介業務に従事する使用人については、上記(ア)に加えて、保険媒介業者の事務所に勤務し、かつ、保険媒介業者の指揮監督・命令のもとで保険媒介業務を行う者であること。</p> <p>(ウ) 保険媒介人は、他の保険媒介業者、保険代理店、保険仲立人又は保険会社等において保険契約の締結の代理又は媒介を行う役員又は使用人にはなれないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) 保険媒介人の教育・管理・指導</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険媒介人の管理・指導について</p> <p>保険媒介業者においては、保険媒介人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険媒介業務の端緒となり得る点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、例えば、以下の(ア)及び(イ)のようなことが考えられる。</p> <p>(ア) 保険媒介人の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時</p>	<p>(3) 保険媒介人の採用・届出</p> <p>① (略)</p> <p>(イ) 保険媒介人とは、保険媒介業者から保険媒介業務に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険媒介業務を行う者であること。</p> <p>(ロ) 保険媒介人のうち保険媒介業務に従事する使用人については、上記(イ)に加えて、保険媒介業者の事務所に勤務し、かつ、保険媒介業者の指揮監督・命令のもとで保険媒介業務を行う者であること。</p> <p>(ハ) 保険媒介人は、他の保険媒介業者、保険代理店、保険仲立人又は保険会社等において保険契約の締結の代理又は媒介を行う役員又は使用人にはなれないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) 保険媒介人の教育・管理・指導</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険媒介人の管理・指導について</p> <p>保険媒介業者においては、保険媒介人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険媒介業務の端緒となり得る点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、例えば、以下の(イ)及び(ロ)のようなことが考えられる。</p> <p>(イ) 保険媒介人の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時</p>

現行	改正案
<p>把握可能な管理を行う。</p> <p>その際、保険会社等の役職員が実質的な保険契約の締結の媒介を行い、その保険契約を保険媒介業者の扱いとする等の行為又は保険媒介人の中での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の説明が不十分となるなどの不適切な保険媒介業務につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。</p> <p>(イ) 金融サービス仲介業者が、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けてはならないことから（金融サービス提供法第 27 条）、保険媒介人による契約者からの保険料領収が行われないこと、その遵守の状況が事後で確認できる体制とすることなどを保険媒介業者において管理・指導する体制を構築する。</p> <p>③ 営業所等の拠点に対する監査について</p> <p>営業所等の拠点の保険媒介業務に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点の保険媒介業務の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。</p> <p>また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</p> <p>ア. 営業所等の拠点に対する監査の周期は、営業所等の拠点の業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</p> <p>イ. 監査等を実施する営業所等の拠点の選定及び監査等の項</p>	<p>把握可能な管理を行う。</p> <p>その際、保険会社等の役職員が実質的な保険契約の締結の媒介を行い、その保険契約を保険媒介業者の扱いとする等の行為又は保険媒介人の中での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の説明が不十分となるなどの不適切な保険媒介業務につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。</p> <p>(ロ) 金融サービス仲介業者が、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けてはならないことから（金融サービス提供法第 27 条）、保険媒介人による契約者からの保険料領収が行われないこと、その遵守の状況が事後で確認できる体制とすることなどを保険媒介業者において管理・指導する体制を構築する。</p> <p>③ 営業所等の拠点に対する監査について</p> <p>営業所等の拠点の保険媒介業務に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点の保険媒介業務の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。</p> <p>また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</p> <p>イ. 営業所等の拠点に対する監査の周期は、営業所等の拠点の業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</p> <p>ロ. 監査等を実施する営業所等の拠点の選定及び監査等の項</p>

現行	改正案
<p>目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</p> <p>ウ. 監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</p>	<p>目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</p> <p>ハ. 監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</p>
<p>VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融サービス提供法第30条で準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第294条第1項及び第2項関係（情報提供義務）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(注)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア（ア）及びイ（イ）について省略した上で、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。</p> <p>ア. 「契約概要」の項目</p> <p>(ア) 当該情報が「契約概要」であること。</p> <p>(イ) 商品の仕組み</p> <p>(ウ) 保障（補償）の内容</p> <p>(注) (略)</p> <p>(エ) 付加できる主な特約及びその概要</p> <p>(オ) 保険期間</p> <p>(カ) 引受条件（保険金額等）</p> <p>(キ) 保険料に関する事項</p> <p>(ク) 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、</p>	<p>VI-1-1-2 保険契約の締結の媒介上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融サービス提供法第30条で準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第294条第1項及び第2項関係（情報提供義務）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(注)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のイ（イ）及びロ（ロ）について省略した上で、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。</p> <p>イ. 「契約概要」の項目</p> <p>(イ) 当該情報が「契約概要」であること。</p> <p>(ロ) 商品の仕組み</p> <p>(ハ) 保障（補償）の内容</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ニ) 付加できる主な特約及びその概要</p> <p>(ホ) 保険期間</p> <p>(ヘ) 引受条件（保険金額等）</p> <p>(ト) 保険料に関する事項</p> <p>(チ) 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、</p>

現行	改正案
<p>保険料払込期間)</p> <p>(ケ) 配当金に関する事項 (配当金の有無、配当方法、 配当額の決定方法)</p> <p>(コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。</p> <p>(イ) クーリング・オフ (保険業法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(注) (注)</p> <p>(エ) 責任開始期</p> <p>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) (略)</p> <p>(キ) 解約と解約返戻金の有無</p> <p>(ク) セーフティネット</p> <p>(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関 (金融サービス提供法第 11 条第 9 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。)の商号又は名称 (指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)</p> <p>(コ) 補償重複に関する以下の事項</p> <p>(注) (略)</p>	<p>保険料払込期間)</p> <p>(リ) 配当金に関する事項 (配当金の有無、配当方法、 配当額の決定方法)</p> <p>(ヌ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p>ロ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(イ) 当該情報が「注意喚起情報」であること。</p> <p>(ロ) クーリング・オフ (保険業法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等)</p> <p>(ハ) 告知義務等の内容</p> <p>(注) (注)</p> <p>(ニ) 責任開始期</p> <p>(ホ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ヘ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ト) 解約と解約返戻金の有無</p> <p>(チ) セーフティネット</p> <p>(リ) 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関 (金融サービス提供法第 11 条第 9 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。)の商号又は名称 (指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)</p> <p>(ヌ) 補償重複に関する以下の事項</p> <p>(注) (略)</p>

現行	改正案
<p>a. ～ c. (略)</p> <p>(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) (略)</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>保険媒介業者は、仲介業者等府令第 35 条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>ア. 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、VI-1-1-2 (2) ④において同じ。）において、顧客に対して、保険媒介業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>イ. 「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。</p> <p>ウ. 当該書面に記載等すべき事項について、以下の点に留意した記載等とする措置を講じているか。（「VI-1-3 適切な表示の確保」参照）</p> <p>(ア) 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注) (略)</p>	<p>a. ～ c. (略)</p> <p>(ル) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) (略)</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>保険媒介業者は、仲介業者等府令第 35 条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>イ. 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、VI-1-1-2 (2) ④において同じ。）において、顧客に対して、保険媒介業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>ロ. 「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。</p> <p>ハ. 当該書面に記載等すべき事項について、以下の点に留意した記載等とする措置を講じているか。（「VI-1-3 適切な表示の確保」参照）</p> <p>(イ) 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注) (略)</p>

現行	改正案
<p>(イ) 記載等する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ウ) 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載等されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(エ) 当該書面等に記載等する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性に合わせて定められているか。</p> <p>(オ) 当該書面等は他の書面等とは分離・独立した書面等とする、又は同一の書面等とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載等されているか。</p> <p>エ. 顧客に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>(ア) 当該書面等を読むことが重要であること。</p> <p>(イ) 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</p> <p>(ウ) 特に、乗換（準用保険業法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて</p>	<p>(ロ) 記載等する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ハ) 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載等されているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ニ) 当該書面等に記載等する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性に合わせて定められているか。</p> <p>(ホ) 当該書面等は他の書面等とは分離・独立した書面等とする、又は同一の書面等とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載等されているか。</p> <p>二. 顧客に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>(イ) 当該書面等を読むことが重要であること。</p> <p>(ロ) 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</p> <p>(ハ) 特に、乗換（準用保険業法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて</p>

現行	改正案
<p>既に成立している保険契約を消滅させること。) の場合は、顧客に不利益になる可能性があること。</p> <p><u>オ</u>. 当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供に当たって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面等の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>（注1）～（注2） （略）</p> <p><u>カ</u>. 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議室システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記<u>ア</u>から<u>オ</u>に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>（<u>ア</u>）電話による場合 （略）</p> <p>（<u>イ</u>）郵便による場合 （略）</p> <p>（<u>ウ</u>）インターネット等による場合 （略）</p> <p><u>キ</u>. 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面等の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方</p>	<p>既に成立している保険契約を消滅させること。) の場合は、顧客に不利益になる可能性があること。</p> <p><u>ホ</u>. 当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供に当たって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面等の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>（注1）～（注2） （略）</p> <p><u>ヘ</u>. 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議室システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記<u>イ</u>から<u>ホ</u>に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>（<u>イ</u>）電話による場合 （略）</p> <p>（<u>ロ</u>）郵便による場合 （略）</p> <p>（<u>ハ</u>）インターネット等による場合 （略）</p> <p><u>ト</u>. 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面等の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方</p>

現行	改正案
<p>法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義務) (略)</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や保険契約の締結の媒介の形態を踏まえ、保険媒介業者の創意工夫による方法で行っているか。</p> <p>具体的には、例えば、以下のような方法が考えられる。</p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認 (=「意向確認」) する。</p>	<p>法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用保険業法第 294 条の 2 関係 (意向の把握・確認義務) (略)</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や保険契約の締結の媒介の形態を踏まえ、保険媒介業者の創意工夫による方法で行っているか。</p> <p>具体的には、例えば、以下のような方法が考えられる。</p> <p>イ. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認 (=「意向確認」) する。</p>

現行	改正案
<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p><u>イ.</u> 仲介業者等府令第56条第1項第3号口に規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</p> <p>② 意向把握・確認の対象</p> <p>例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。</p> <p><u>ア.</u> 第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について</p> <p>(注) (略)</p> <p>(<u>ア</u>) どのような分野の保障を望んでいるか。(死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など)</p> <p>(<u>イ</u>) 貯蓄部分を必要としているか。</p> <p>(<u>ウ</u>) 保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</p> <p><u>イ.</u> 第二分野の保険商品について</p> <p>(注) (略)</p> <p>(<u>ア</u>) どのような分野の補償を望んでいるか。(海外旅行傷害保険や傷害保険などの保険の種類)</p> <p>(<u>イ</u>) 顧客が求める主な補償内容</p>	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p><u>ロ.</u> 仲介業者等府令第56条第1項第3号口に規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</p> <p>② 意向把握・確認の対象</p> <p>例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。</p> <p><u>イ.</u> 第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について</p> <p>(注) (略)</p> <p>(<u>イ</u>) どのような分野の保障を望んでいるか。(死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など)</p> <p>(<u>ロ</u>) 貯蓄部分を必要としているか。</p> <p>(<u>ハ</u>) 保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</p> <p><u>ロ.</u> 第二分野の保険商品について</p> <p>(注) (略)</p> <p>(<u>イ</u>) どのような分野の補償を望んでいるか。(海外旅行傷害保険や傷害保険などの保険の種類)</p> <p>(<u>ロ</u>) 顧客が求める主な補償内容</p>

現行	改正案
<p>(注) (略)</p> <p>(ウ) 補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>保険媒介業者においては、準用保険業法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険媒介人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</p> <p>ア. 意向把握に係る体制整備 (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備 (略)</p> <p>(ア) 意向確認書面の作成・交付 (略)</p> <p>(イ) 意向確認書面の記載事項 (略)</p> <p>(ウ) 意向確認書面の記載方法</p> <p>意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。</p> <p>なお、顧客の意向に関する情報については、例え</p>	<p>(注) (略)</p> <p>(ハ) 補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>保険媒介業者においては、準用保険業法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険媒介人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</p> <p>イ. 意向把握に係る体制整備 (略)</p> <p>ロ. 意向確認に係る体制整備 (略)</p> <p>(イ) 意向確認書面の作成・交付 (略)</p> <p>(ロ) 意向確認書面の記載事項 (略)</p> <p>(ハ) 意向確認書面の記載方法</p> <p>意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。</p> <p>なお、顧客の意向に関する情報については、例え</p>

現行	改正案
<p>ば、当該書面に予め想定される顧客の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の意向に関する情報（上記（イ）c）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</p> <p>（エ）意向確認書面の確認・交付時期 （略）</p> <p>（オ）意向確認書面の記載内容の確認・修正 意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の意向に関する情報（上記（イ）a 及び c）については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</p> <p>（カ）保険契約の内容に関する意向の確認 （略）</p> <p>（キ）意向確認書面の媒体等 （略）</p> <p>（ク）顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応 （略）</p> <p>（ケ）意向確認書面の記載事項等の検証等 （略）</p> <p>（コ）顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかの場合の対応 （略）</p>	<p>ば、当該書面に予め想定される顧客の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の意向に関する情報（上記（ロ）c）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</p> <p>（二）意向確認書面の確認・交付時期 （略）</p> <p>（ホ）意向確認書面の記載内容の確認・修正 意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の意向に関する情報（上記（ロ）a 及び c）については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</p> <p>（ヘ）保険契約の内容に関する意向の確認 （略）</p> <p>（ト）意向確認書面の媒体等 （略）</p> <p>（チ）顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応 （略）</p> <p>（リ）意向確認書面の記載事項等の検証等 （略）</p> <p>（ヌ）顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかの場合の対応 （略）</p>

現行	改正案
<p>(サ) 取り扱える保険会社等の範囲の説明等 (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 準用保険業法第 295 条関係 (自己契約の禁止)</p> <p>① 自己契約</p> <p>ア. 保険媒介業者において自己契約の状況を把握・検証できる態勢を構築しているか。</p> <p>イ. 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(ア) 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。</p> <p>(イ) 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。</p> <p>② 特定契約</p> <p>保険媒介業者が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社及び同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約に限る。以下「特定契約」という。）の保険媒介業務を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、準用保険業法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約</p>	<p>(ル) 取り扱える保険会社等の範囲の説明等 (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 準用保険業法第 295 条関係 (自己契約の禁止)</p> <p>① 自己契約</p> <p>イ. 保険媒介業者において自己契約の状況を把握・検証できる態勢を構築しているか。</p> <p>ロ. 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(イ) 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。</p> <p>(ロ) 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。</p> <p>② 特定契約</p> <p>保険媒介業者が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社及び同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約に限る。以下「特定契約」という。）の保険媒介業務を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、準用保険業法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約</p>

現行	改正案
<p>と同様に状況を把握・検証できる態勢を構築し、もって保険媒介業務の公正を確保し、保険媒介業者の自立化の促進に努めているか。</p> <p>ア. 以下に掲げる者（以下「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。</p> <p>（ア）保険媒介業者本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない2親等以内の親族（姻族を含まず。）</p> <p>（イ）法人である保険媒介業者への出資比率が30%を超えるもの</p> <p>（注）（略）</p> <p>イ. 保険媒介業者が特定契約の保険媒介業務を主たる目的とする保険媒介業者であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに金融庁又は財務局へ報告がなされているか。</p> <p>③ （略）</p> <p>（8）（略）</p> <p>（9）準用保険業法第300条第1項第5号関係</p> <p>① 保険媒介業者が、保険媒介業務に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</p> <p>ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を</p>	<p>と同様に状況を把握・検証できる態勢を構築し、もって保険媒介業務の公正を確保し、保険媒介業者の自立化の促進に努めているか。</p> <p>イ. 以下に掲げる者（以下「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。</p> <p>（イ）保険媒介業者本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない2親等以内の親族（姻族を含まず。）</p> <p>（ロ）法人である保険媒介業者への出資比率が30%を超えるもの</p> <p>（注）（略）</p> <p>ロ. 保険媒介業者が特定契約の保険媒介業務を主たる目的とする保険媒介業者であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに金融庁又は財務局へ報告がなされているか。</p> <p>③ （略）</p> <p>（8）（略）</p> <p>（9）準用保険業法第300条第1項第5号関係</p> <p>① 保険媒介業者が、保険媒介業務に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</p> <p>イ. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を</p>

現行	改正案
<p>超えるものとなっていないか。</p> <p>イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>② 団体扱や集団扱での契約の締結の媒介にあたり、以下に掲げる事項について保険会社等との役割分担に応じて適切な確認を行っているか。</p> <p>ア. 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。</p> <p>イ. 団体や集団の定足数を満たしていること。</p> <p>ウ. 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。</p> <p>エ. 団体割引率等の割引率の適用が適正なものであること。</p> <p>(10) 準用保険業法第300条第1項第6号関係</p> <p>① 保険契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。</p> <p>なお、表示には以下に掲げる方法により行われるものを含むものとする(以下、Ⅵ-1-1-2(11)において同じ。)</p> <p>ア. パンフレット、ご契約のしおり等保険媒介業務のために</p>	<p>超えるものとなっていないか。</p> <p>ロ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>ハ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>② 団体扱や集団扱での契約の締結の媒介にあたり、以下に掲げる事項について保険会社等との役割分担に応じて適切な確認を行っているか。</p> <p>イ. 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。</p> <p>ロ. 団体や集団の定足数を満たしていること。</p> <p>ハ. 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。</p> <p>ニ. 団体割引率等の割引率の適用が適正なものであること。</p> <p>(10) 準用保険業法第300条第1項第6号関係</p> <p>① 保険契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。</p> <p>なお、表示には以下に掲げる方法により行われるものを含むものとする(以下、Ⅵ-1-1-2(11)において同じ。)</p> <p>イ. パンフレット、ご契約のしおり等保険媒介業務のために</p>

現行	改正案
<p>使用される文書及び図面</p> <p><u>イ.</u> ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告</p> <p><u>ウ.</u> 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</p> <p><u>エ.</u> インターネット等による広告</p> <p><u>オ.</u> その他情報を提供するための媒体</p> <p>② 比較表示に関し、準用保険業法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。</p> <p><u>ア.</u> 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</p> <p><u>イ.</u> 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</p> <p>(<u>ア</u>) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望した時に、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</p> <p>例えば、比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に</p>	<p>使用される文書及び図面</p> <p><u>ロ.</u> ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告</p> <p><u>ハ.</u> 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告</p> <p><u>ニ.</u> インターネット等による広告</p> <p><u>ホ.</u> その他情報を提供するための媒体</p> <p>② 比較表示に関し、準用保険業法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。</p> <p><u>イ.</u> 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。</p> <p><u>ロ.</u> 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。</p> <p>(<u>イ</u>) 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望した時に、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。</p> <p>例えば、比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に</p>

現行	改正案
<p>「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付又は提供できるようにすること等の体制を整備した上で、これを顧客に周知すること等が考えられる。</p> <p>(イ) 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>ウ. 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>エ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>オ. 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>カ. 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</p> <p>③ 一の保険会社等の商品について他の保険会社等の商品等との比較表示を行う場合には、(i) 書面等(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下IV-1-1-2において同じ。)を用いて、以下の事項を含めた表示</p>	<p>「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付又は提供できるようにすること等の体制を整備した上で、これを顧客に周知すること等が考えられる。</p> <p>(ロ) 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>ハ. 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p>ニ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>ホ. 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。</p> <p>ヘ. 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。</p> <p>③ 一の保険会社等の商品について他の保険会社等の商品等との比較表示を行う場合には、(i) 書面等(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下IV-1-1-2において同じ。)を用いて、以下の事項を含めた表示</p>

現行	改正案
<p>が行われ、かつ、(ii) 他の保険会社等の商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p> <p>(注1) 上記(i)については、上記②イ(注1)又は(注2)の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。</p> <p>(注2) 保障(補償)内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。</p> <p>(ア) 保険期間</p> <p>(イ) 保障(補償)内容(保険金を支払う場合、主な免責事由等)</p> <p>(ウ) 引受条件(保険金額等)</p> <p>(エ) 各種特約の有無及びその内容</p> <p>(オ) 保険料率・保険料(なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。)</p> <p>(カ) 保険料払込方法</p> <p>(キ) 払込保険料と満期返戻金との関係</p> <p>(ク) その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>が行われ、かつ、(ii) 他の保険会社等の商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。</p> <p>(注1) 上記(i)については、上記②ロ(注1)又は(注2)の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。</p> <p>(注2) 保障(補償)内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。</p> <p>(イ) 保険期間</p> <p>(ロ) 保障(補償)内容(保険金を支払う場合、主な免責事由等)</p> <p>(ハ) 引受条件(保険金額等)</p> <p>(ニ) 各種特約の有無及びその内容</p> <p>(ホ) 保険料率・保険料(なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。)</p> <p>(ヘ) 保険料払込方法</p> <p>(ト) 払込保険料と満期返戻金との関係</p> <p>(チ) その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの</p> <p>④～⑤ (略)</p>

現行	改正案
<p>(11) 準用保険業法第300条第1項第7号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について</p> <p>ア. 予想配当表示に関し、準用保険業法第300条第1項第7号に抵触する行為には、以下のような行為が考えられる。</p> <p>(ア) 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0(ゼロ)となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。</p> <p>(イ) 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。</p> <p>(ウ) 配当の仕組み(配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等)、支払方法(積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別)及び予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。</p> <p>(エ) 損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。</p> <p>(オ) 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。</p> <p>(カ) 特別配当(ミュー配当)を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。</p> <p>イ. 生命保険契約について、予想配当表示を行う場合には配当率が生命保険会社の直近決算の実績配当率(確定するま</p>	<p>(11) 準用保険業法第300条第1項第7号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について</p> <p>イ. 予想配当表示に関し、準用保険業法第300条第1項第7号に抵触する行為には、以下のような行為が考えられる。</p> <p>(イ) 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0(ゼロ)となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。</p> <p>(ロ) 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。</p> <p>(ハ) 配当の仕組み(配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等)、支払方法(積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別)及び予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。</p> <p>(ニ) 損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。</p> <p>(ホ) 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。</p> <p>(ヘ) 特別配当(ミュー配当)を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。</p> <p>ロ. 生命保険契約について、予想配当表示を行う場合には配当率が生命保険会社の直近決算の実績配当率(確定するま</p>

現行	改正案
<p>での間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。</p> <p><u>ウ.</u> <u>イ</u>の場合において、予想配当について<u>ア</u>の要件を満たした書面等が保険契約者等に提示されているか。</p> <p>(12) 準用保険業法第300条第1項第9号及び仲介業者等府令第62条第1項第2号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険媒介業者は、仲介業者等府令第62条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、以下に掲げる行為等を行っていないか。</p> <p><u>ア.</u> 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。</p> <p><u>イ.</u> 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等の社会的批判を招くような方法により保険媒介業務を行うこと。</p>	<p>での間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。</p> <p><u>ハ.</u> <u>ロ</u>の場合において、予想配当について<u>イ</u>の要件を満たした書面等が保険契約者等に提示されているか。</p> <p>(12) 準用保険業法第300条第1項第9号及び仲介業者等府令第62条第1項第2号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険媒介業者は、仲介業者等府令第62条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、以下に掲げる行為等を行っていないか。</p> <p><u>イ.</u> 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。</p> <p><u>ロ.</u> 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等の社会的批判を招くような方法により保険媒介業務を行うこと。</p>

現行	改正案
<p>(13) 仲介業者等府令第62条第1項第4号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険会社等の信用又は支払能力等の表示に関し、仲介業者等府令第62条第1項第4号に抵触する行為としては、以下のような行為が考えられる。</p> <p><u>ア.</u> 保険業法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは保険業法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、保険会社等の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p><u>イ.</u> 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。</p> <p><u>ウ.</u> 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社等の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。</p> <p><u>エ.</u> 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p><u>オ.</u> 他の保険会社等を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社等の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。</p> <p><u>カ.</u> 保険契約者保護機構(以下「機構」という。)の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実</p>	<p>(13) 仲介業者等府令第62条第1項第4号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険会社等の信用又は支払能力等の表示に関し、仲介業者等府令第62条第1項第4号に抵触する行為としては、以下のような行為が考えられる。</p> <p><u>イ.</u> 保険業法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは保険業法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、保険会社等の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p><u>ロ.</u> 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。</p> <p><u>ハ.</u> 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社等の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。</p> <p><u>ニ.</u> 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。</p> <p><u>ホ.</u> 他の保険会社等を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社等の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。</p> <p><u>ヘ.</u> 保険契約者保護機構(以下「機構」という。)の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実</p>

現行	改正案
<p>施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。</p>	<p>施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。</p>
<p>(14) ~ (16) (略)</p>	<p>(14) ~ (16) (略)</p>
<p>VI-1-3 適切な表示の確保</p>	<p>VI-1-3 適切な表示の確保</p>
<p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p>
<p>(3) 適正な表示を確保するための社内規則等が適切に策定されているか。</p>	<p>(3) 適正な表示を確保するための社内規則等が適切に策定されているか。</p>
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>
<p>① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</p>	<p>① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</p>
<p>例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p>	<p>例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p>
<p>ア. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合</p>	<p>イ. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合</p>

現行	改正案
<p><u>イ.</u> 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合</p> <p><u>ウ.</u> 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合</p> <p>また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</p> <p>例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。</p> <p>また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。</p> <p><u>ア.</u> 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。</p> <p><u>イ.</u> テレビ CM 等において、十分な視認性を確保せずに重要</p>	<p><u>ロ.</u> 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合</p> <p><u>ハ.</u> 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合</p> <p>また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</p> <p>例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。</p> <p>また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。</p> <p><u>イ.</u> 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。</p> <p><u>ロ.</u> テレビ CM 等において、十分な視認性を確保せずに重要</p>

現行	改正案
<p>な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>VI-2 諸手続 (保険媒介業務)</p> <p>VI-2-2 保険媒介業務に従事する役員又は使用人の届出の取扱い</p> <p>(1) 金融サービス提供法第74条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、VI-1-1-1(3)①(ア)から(ウ)の要件を満たす者である必要があることに留意する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>VI-2 諸手続 (保険媒介業務)</p> <p>VI-2-2 保険媒介業務に従事する役員又は使用人の届出の取扱い</p> <p>(1) 金融サービス提供法第74条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、VI-1-1-1(3)①(イ)から(ハ)の要件を満たす者である必要があることに留意する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>